

聖ヶ丘教育福祉専門学校

介護福祉士実務者研修の受講料は  
社会福祉協議会の受講資金貸付制度で

実質

介護業務に従事されている方

必見!

0円

# 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について

## 1. 制度の概要

- ・神奈川県社会福祉協議会が実施する事業です。
- ・実務者研修受講の資金（受講料や教材、交通費等）を借りる事業です。
- ・介護福祉士取得後、神奈川県内で2年間継続して介護業務に従事すると返済が全額免除になります。
- ・受講を開始してからでも申請申込みができます。

## 2. この制度が受けられる条件

※以下の条件のいずれかに該当していれば申請できます。

- ①. 神奈川県内で介護の仕事に従事していること。
- ②. 3年以上の介護業務に従事し、県内に住民登録している方
- ③. 3年以上の介護業務に従事し、実務者研修施設に在学中、もしくはこれから入学される方。

## 3. 介護福祉士の国家試験に合格しなくても、研修終了年度の受験から、その翌々年度の受験まで、返済は猶予されます。

例えば平成29年度中に実務者研修を受け、同年度の国家試験（平成30年1月28日実施）が不合格になっても、翌年の平成30年が不合格になっても、翌々年の平成31年度の受験までは返済は猶予されます。

## 4. 借りられる資金の上限は20万円で無利子です。

※連帯保証人が必要です。

## 5. 申込み手続きは神奈川県社会福祉協議会の福祉人材センターで行います。

問い合わせ先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会（かながわ福祉人材センター）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター13階

電話：045-312-4816 FAX：045-313-4590

受付時間：月～金（祝祭日除く） 9時～17時15分